

トーキョートーキョーネット物件情報審査規約

会員規約第 19 条、第 20 条及び第 21 条に関し、以下のとおり規定します。なお、本「トーキョートーキョーネット物件情報審査規約（以下「本審査規約」といいます）は、会員規約と一体になり、会員規約の一部を構成するものとします。また、本審査規約における用語は、本審査規約において特に定めない限り、会員規約における用語と同一の意義を有するものとします。

■審査範囲

- ・本サービスにおける物件
- ・弊社がコンテンツを提供しているサイト内の物件

■審査項目

・主に下記の項目につき弊社独自の審査をおこないます。必要に応じて会員に対し、元付業者による掲載承諾のご確認、契約書類の提示、その他のご協力をお願いする場合があります。

・審査の結果、下記に類する違反の事実が確認された場合、各項目に応じたペナルティーポイントを加算します。なお、合理的な理由なく弊社の行う審査にご協力いただけない場合には、20 ポイントを加算します。

・ペナルティーポイントの加算は会員番号ごととします。

・累計ポイントが 20 ポイントを超えた場合、一定期間本サービスの利用を停止する場合があります。この場合の停止期間中も利用料等の支払い義務は発生するものとします。

・累計ポイントが 40 ポイントを超えた場合、退会していただく場合があります。この場合、退会日より 1 年を経過した時点において弊社の判断により業務改善の内容が認められた場合に限り、弊社規定の条件のもとで再入会の申請をすることが出来るものとします。

・最終違反日より 1 年間、無違反だった場合は過去の累計ポイントは抹消することとします。

	項目名	ポイント	違反例(あくまで例示であり、かかる例示以外にも弊社の判断により左記各項目に違反するものとされる場合があります)
1	個人情報取り扱い違反	40	会員規約第 29 条に抵触する行為
2	おとり物件掲載	15	実在しない物件の情報等虚偽の物件情報の掲載等
3	無断掲載	10	元付業者の掲載承諾のない物件の掲載
4	取引態様の相違	10	媒介の物件を売主と表示する等
5	媒介契約違反	10	媒介契約未締結の物件または期限切れの物件の掲載等
6	更新作業の遅延	10	成約済みの物件を 1 週間以上掲載すること等
7	返信作業の遅延	7	ユーザーからの問い合わせに対して 3 営業日を越えて返信がない場合等
8	不適切な営業活動	7	お客様の希望連絡方法以外の手段による営業活動等
9	掲載情報の相違	5	上記 4 または 5 以外の、事実と異なるまたは誇張された情報の掲載
10	不適切な画像の掲載	3	「間取り図」「写真」欄における不適切な画像の掲載(1 画像掲載につき左記のポイントが加算されるものとする)

※上記項目は予告なく変更される場合がございます。